

様式2号（集約化推進計画書）

# 新潟市 集約化推進計画書

自 令和3年2月1日  
至 令和9年3月31日

令和4年2月1日  
新潟県新潟市

## 1 集約化推進区域の範囲

### (1)集約化推進区域について

新潟県における集約化推進に係る基本指針で定められた集約化推進区域の設定についての基本的な考え方に基づき、間伐等の施業集約化の推進を図る必要がある区域を「新潟市集約化推進区域」とし、その範囲を以下のとおりとする。

所在地	林班	面積 (ha)
新潟市秋葉区	新津地区 207-1~24	1,170
新潟市秋葉区	小須戸地区 321-1~8	301
新潟市西蒲区	岩室地区 341-1~15, 21~31	378
新潟市西蒲区	巻地区 345-8~14, 17~41	638
合計		2,487

### (2) 区域の範囲

別図のとおり(国土地理院1/25,000~30,000地勢図相当の図面に図示)

## 2 作業システム・路網整備の目標

集約化施業を実施する事業体(以下「事業体」という)は、標準的な施行地においては、プロセッサによる造材、フォワーダによる集材等、高性能林業機械を組み合わせるなど、高能率の作業システムの構築を目指すこと。

なお、利用間伐後には、生産性(m<sup>3</sup>/人日)及び生産コスト(円/m<sup>3</sup>)の分析を必ず行い、高能率の作業システムの構築に役立てること。

また、これらの作業システムに対応する必要な路網密度を設定し路網整備を実施すること。

## 3 集約化施業に必要な技術者の養成

集約化施業の実行には、「森林所有者に対して施業経費等の適切な提示」、「路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムに必要な森林施業プランの作成」、「路網の設計・開設」、「高性能林業機械の操作」等ができる技術者が必要である。

事業体において、集約化施業に必要な技術者養成の取組を強化すること。

## 4 木材供給に関する事項

事業体は、集約化施業による搬出間伐等の推進と併せ、地域内の木材安定供給体制の構築を図り、目標年間木材供給量を設定すること。

## 5 集約化実施計画の作成および実施状況報告

集約化推進区域において集約化施業に取り組む事業体は、集約化実施計画を作成し、その実施状況について毎年、本市に報告すること。

また、集約化施業の普及・促進を図るため、集約化実施計画書及び集約化実施状況報告書を公表するものとする。